

県政さわやかタウンミーティング

平成23年12月5日

東部健康福祉センター所長

主催者	部局	健康福祉部	所属	東部健康福祉センター衛生薬務課
開催日時	平成23年11月01日（火） 14時～16時			
会場	静岡県総合健康センター 大ホール（三島市）			
名称	県政さわやかタウンミーティング			
テーマ	冬季に多発する感染症・食中毒予防対策			
開催目的	冬季に多発する感染症・食中毒の予防、対策の講座を開催し、その参加者と、食品衛生に関する質問、意見等を交換する。			
参加者	※主催者側の県職員の参加者は記入しない		高齢者・障害者福祉施設等 147人 男 17人 女130人	
対応者	※県政タウンミーティング実施の手引の3に該当する者のみ記入 東部健康福祉センター所長 東部保健所長 技監 医療健康部長 衛生部長			
開 催 結 果 概 要				
開催方法 (方法・次第等概要)	「冬季に多発する感染症・食中毒予防講座」として、ノロウイルスに関する講習を行った後、質疑応答を含め、広く意見を求めた。			
意見件数	8件（担当事業 8件、担当事業外 0件）		発言者数	8人
意見概要	<p>Q 次亜塩素酸ナトリウムの濃度が200ppmで、「500mLにキャップ半分(2mL)」と説明があったが、ハイターのメーカーに聞いたところ、「500mLに5mL入れてください」とのことだった。それでよいか。</p> <p>A 原液濃度が5～6mLの場合の濃度調整の説明なので、メーカーが200ppmの担保としての量を示しているのならば、それで構わない。</p> <p>Q 通常時に消毒をする頻度はどの程度が最低限か。</p> <p>A 3食後＋終業後に実施しているところもあるが、無理しない程度で行ってほしい。決まりはないが、1日1回程度は実施してほしい。</p> <p>Q 感染症疑いの発生が10人を超えた場合、報告することとなっているが、その期間はどの程度か。</p> <p>A 厚生労働省の基準では1週間となっている。 ただ、3～4日おきに2人くらいずつ、といったような場合でも、保健所に相談してもらえれば、対応するのでお願いしたい。</p> <p>Q 施設の廊下は半径2mもないが、壁面等は噴霧でよいか。</p> <p>A 噴霧するより、次亜塩素酸ナトリウムに浸した雑巾等でびしょびしょになるように拭き、その後、水拭きが望ましい。</p> <p>Q 昨年と今年の講演内容の違いは何か。</p> <p>A デモの方法で、まず、吐物を片付ける方法を検討して紹介した。</p> <p>Q 車の中で嘔吐があった場合はどうしたらよいか。</p> <p>A 運転手を含め、同乗者の着替え、洗顔手洗い（できれば入浴）を実施する。 車内の消毒は難しいが、次亜塩素酸ナトリウムでの拭き取りを行い、空気の入替えを行う。配車に余裕があるのならば、数日その車は使用しないことが望ましい。</p> <p>Q 施設内でノロウイルス感染の発生があった場合は、ショートステイの受入れは断った方がいいか。施設外での活動は見合わせたほうがいいか。その期間は。</p> <p>A 受入れ禁止等は、保健所が強制できるものではないので、施設の考え方による。 排便後の手洗い等が、きちんとなされていれば、問題ないと考えられる。</p> <p>Q 食堂内で食事中に嘔吐があった場合は、どのようにしたらよいか。</p> <p>A 本人、周囲の人は、着替えて洗顔手洗いをする。配膳されていた食事は、喫食を中止した方がよ</p>			

	い。本人はその後も嘔吐すると思われるので、別室で様子を見る。						
施策への 反映の方向性	文献や資料に基づいて感染症・食中毒防止対策の講習を行っているが、各施設の状況は様々であり、一律の対応は難しいことを、直接現場の担当からご意見としていただくことができた。今後もそれらを参考に、より効率的で経済的な方法を模索し、フィードバックしていく。						
企画運営担当	所属	健康福祉部 衛生業務課	東部健康福祉センター	担当者	川村 朝子	電話	055-920-2102